

令和元年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会「就労支援部会」次第

日 時 令和2年1月29日（水）
13時30分～
場 所 鳥取県庁特別会議室

1 あいさつ

2 議事

- (1) 就労継続支援B型事業所の飽和状態について
- (2) 就労継続支援A型事業所の経営改善計画について
- (3) 就労移行支援事業所の減少と一般就労について

3 その他

-
- 資料1 鳥取県地域自立支援協議会 委員名簿（就労部会）
資料2 鳥取県地域自立支援協議会運営要綱
資料3 「就労支援部会」の議題について
資料4 障害福祉サービス新規規制の状況について
資料5 経営改善計画への他県の対応状況について
資料6 県内の就労移行支援事業所の現状等について

参考資料

- 1 平成30年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃実績について
- 2 就労支援部会（第1回）概要について

鳥取県地域自立支援協議会 委員名簿(就労部会)

	氏名	所属・職	備考
委員	1 光岡 芳晶	鳥取県相談支援専門員協会代表理事	
	2 中井 恭子	就労継続支援A型事業所フレンズ管理者	部会長
	3 日下部孝雄	鳥取市手をつなぐ育成会副会長	
	4 中村 文子	八頭ひかる会役員	
	5 小谷 玲子	岩美町福祉課主任	
オブザーバー	1 山中 裕二	NPO法人山陰福祉の会理事長 (就労継続支援A型事業所 さんふく)	
	2 山本 隆義	NPO法人鳥取青少年ピアサポート事務局長 (就労継続支援B型事業所 まちの広場ののなファクトリー、nonona)	
	3 松村真喜恵	社会福祉法人敬仁会 (就労支援移行事業所 ワークサポート敬仁会館)	
	4 村田 耕平	就労支援センター和貴の郷 就労支援員 (鳥取市地域自立支援協議会)	
	5 大森 真一	就労継続支援B型事業所もみの木作業所 支援課長 (鳥取県西部障害者自立支援協議会)	
	6 赤井 寿美	鳥取県障害者就労事業振興センター事務局長	
	7 田中 章夫	高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部鳥取障害者職業センター所長	
	8 中島 哲朗	障害者就業・生活支援センターしゅーと所長	
	9 河野 礼子	障がい者職場定着推進センタージョブコーチ	
	10 中谷 由美	鳥取県立琴の浦特別支援学校校長	

鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べる者、オブザーバーとして招聘することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

令和元年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会「就労支援部会」の議題について

1. 就労継続支援B型事業所の飽和状態について

前回部会での意見	飽和状態にあるB型事業所の総量規制の検討が必要（中島オブザーバー）
本部会での論点等	<p>(1) 総量規制の実施について</p> <p>(2) 実施する場合の総量規制の方法（①、②は他県の例）</p> <p>①サービス量判断型 市町村福祉計画に基づき、市町村又は圏域ごとに超過しているサービスを規制</p> <p>②市町村推薦型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規指定については、市町村の意見書を提出してもらうこととする。 ・市町村は、市町村においてサービス見込量に達しているかどうかで推薦を判断。 ・意見書で推薦が得られている場合に指定。 <p>③その他</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な進め方・スケジュール ・既存事業所のチェック ・市町村推薦型の場合、サービス見込量以外の判断基準 ・運営基準に定める工賃を下回る事業所への対応
資料	資料4：障害福祉サービス新規規制の状況について

2. 就労継続支援A型事業所の経営改善計画について

前回部会での意見	経営改善計画について、出したら終わりになっていないか（中井委員、中島オブザーバー）
本部会での論点等	<p>(1) 経営改善計画のチェック方法について</p> <p>①経営の専門家によるチェックを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会等を設置（又は既存の審査会等を活用）し、意見をいただく。 ・事業所以外の機関の意見書又はその協議結果をいただく。 <p>②これまでどおり福祉保健局がチェックを行う。 この場合、専門家や産業担当部局等のアドバイスを受けたチェックリストの作成・活用等</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画チェック後の対応方針
資料	資料5：経営改善計画への他県の対応状況について

3. 就労移行支援事業所の減少と一般就労について

前回部会での意見	移行支援事業所が減ることで、利用者が望むサービスを受けているかが問題であり、一般就労の中で移行支援事業所を活用していく仕組みを形成することが大事（村田オブザーバー、中島オブザーバー）
本部会での論点等	移行支援事業所の現状等を踏まえて、移行支援を必要とする方が適切に支援を受けるためにはどのような仕組みが必要かなど意見交換
資料	資料6：県内の就労移行支援事業所の現状等について

障害福祉サービス新規規制の状況について（R1 電話聞き取り）

○新規指定の規制を行っているのは、次の10県（平成30年10月滋賀県調査）であり、各県に聞き取りを行った結果、規制方法としては、以下の2つに分類される。

- 1 市町村福祉計画に基づき市町村又は圏域ごとに総量規制を実施。
- 2 指定申請の際に市町村の意見書等の添付を求め、その意見を踏まえて指定を判断。

県名	規制地域の範囲	運用方法
埼玉県	市町村	指定申請の際に市町村の意見書等の添付を求め、その意見を踏まえて指定を判断している。
石川県	県の福祉圏域	原則として、市町村福祉計画に基づき圏域ごとに総量規制を行っている。
福井県	県の福祉圏域	原則として、市町村福祉計画に基づき圏域ごとに総量規制を行っている。
静岡県	県の福祉圏域	指定申請の際に市町村の意見書等の添付を求め、その意見を踏まえて指定を判断している。
兵庫県	市町村	指定申請の際に市町村の意見書等の添付を求め、その意見を踏まえて指定を判断している。
和歌山県	県の福祉圏域	指定申請の際に市町村担当者との協議により指定を判断している。
岡山県	県の福祉圏域	指定申請の際に市町村の意見書等の添付を求め、その意見を踏まえて指定を判断している。
福岡県	県の福祉圏域	指定申請の際に市町村の意見書等の添付を求め、その意見を踏まえて指定を判断している。
熊本県	市町村／県の圏域	原則として、市町村福祉計画に基づき圏域ごとに総量規制を行っている。
宮崎県	県の福祉圏域	原則として、市町村福祉計画に基づき圏域ごとに総量規制を行っている。

【例】

年 月 日

殿

〇〇市町村長（印）

障がい福祉サービス等の事業所指定に関する意見について

このことについて、下記のとおり〇〇市町村の意見を申し述べます。

1	協 議 日 時	
2	協 議 者	
3	申 請 者（ 設 置 者 ）	
4	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称	
5	事 業 所（ 施 設 ） の 所 在 地	
6	サ ー ビ ス 種 類	（生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設のいずれかを記載）
7	事 業 指 定 に 係 る 意 見	（例1） 協議のあった事業の指定については、〇〇市町村障がい者（児）福祉計画に沿ったものであり、事業所の指定について、必要であると考えます。 （例2） 協議のあったサービスの〇〇市町村の必要見込量は〇〇人であるが、実績は〇〇人であり今後も需要が見込まれると考えます。

経営改善計画への他県の対応状況について

標記について、1月28日(火)現在の各都道府県からの回答を取りまとめました。

1 調査期間

令和元年12月23日から令和2年1月10日まで

2 対象

就労継続支援 A 型事業所への指導監督権限を掌理する自治体

3 回答数

65(鳥取県及び鳥取市を含む)

(北海道、札幌市、旭川市、青森県、青森市、八戸市、岩手県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、山形市、福島県、茨城県、栃木県、宇都宮市、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、和光市、千葉県、千葉市、船橋市、東京都、横浜市、横須賀市、新潟県、新潟市、富山県、石川県、金沢市、福井県、山梨県、甲府市、長野県、岐阜県、静岡県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、三重県、京都府、京都市、奈良県、奈良市、和歌山県、和歌山市、鳥取県、鳥取市、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高松市、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県)

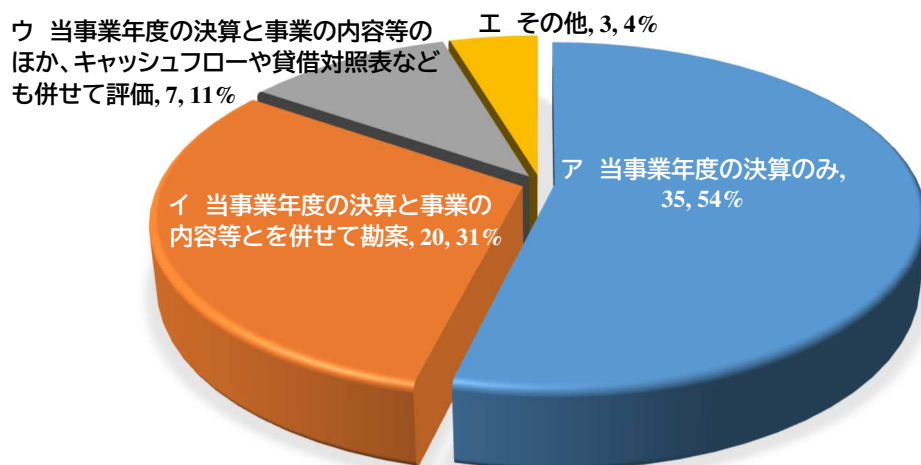
4 質問内容

別紙第1のとおり

5 回答結果

(1)就労継続支援 A 型事業所に対し経営改善計画書の提出を求めるか否かの判断に当たり、就労継続支援 A 型事業所の経営状態は、具体的にどのような要素に着目しているか。

経営改善計画書徴求の判断資料(択一:回答数65)

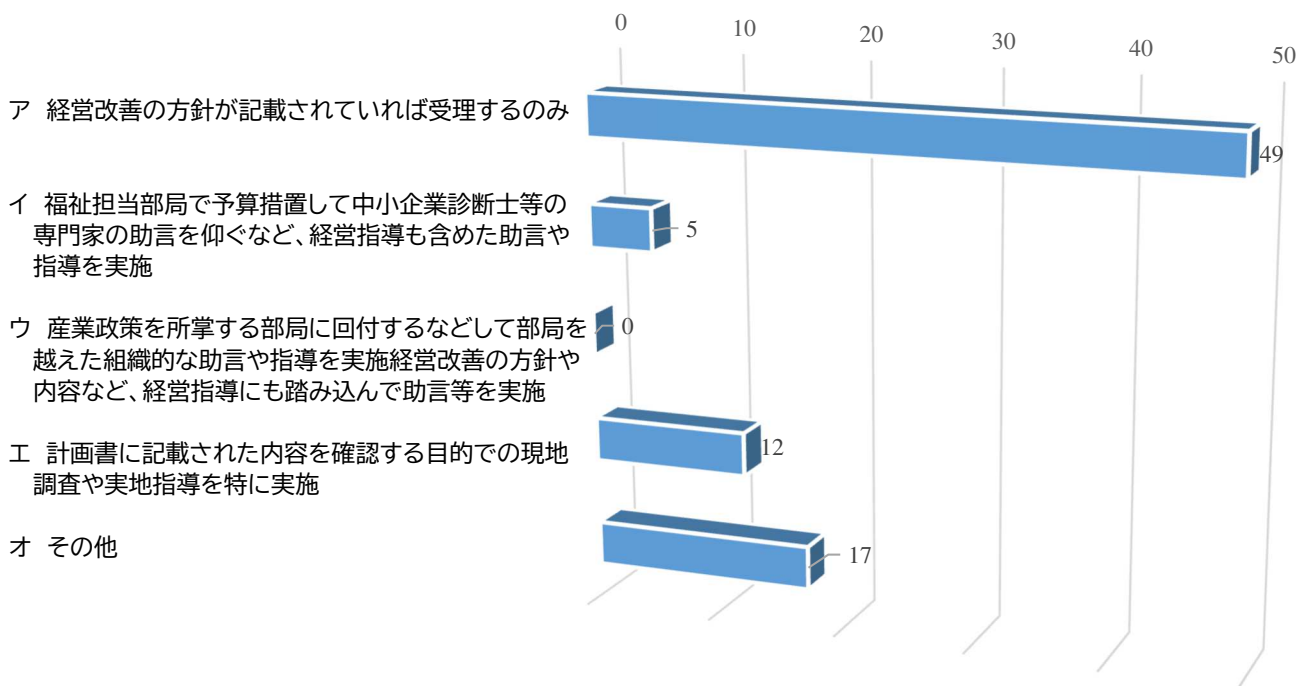


「エ その他」等に記載のあった対応内容等

- ・新規指定事業所においては、事業開始から半年後を目途に実地指導を行い、経営状況の把握を行う。新規指定事業所以外は、当事業年度の決算を確認している。
- ・当事業年度の就労会計を主に着目して判断している。
- ・調査依頼時の直近締めのある事業年度の決算のみに着目
- ・平成30年度までは当事業年度の決算と事業の内容等を併せて評価していたが、令和元年度はさらにキャッシュフローや貸借対照表なども併せて評価する方向で検討中。

(2)就労継続支援 A 型事業所から提出された経営改善計画書に対する指導等の状況について

経営改善計画書に対する指導等の状況(複数回答可:回答数65)



「エ その他」等に掲げられた対応内容等

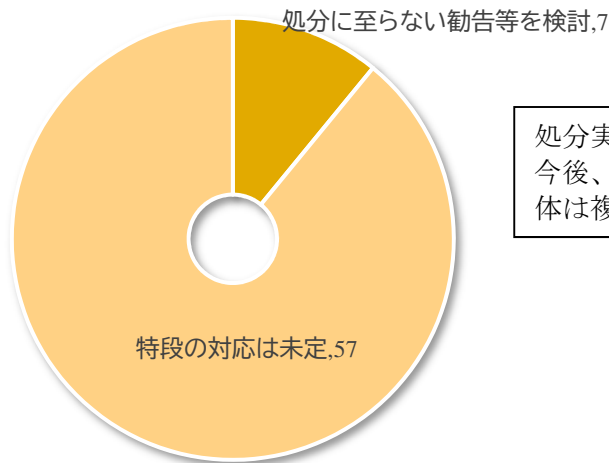
- ・ 定期の実地指導等の際に計画書の内容について確認を行う。
- ・ 前年度に経営改善計画書を提出した事業所に限り、独自様式の「経営改善計画に係る取組状況確認表」の提出を求め、事業所が設定した改善策の取組結果とその達成状況を確認している。
- ・ 賃金基準を満たさない事業所に対しては、聞き取りを行う。
- ・ 経営改善計画書記載の改善計画期間が経過したのち、実際の改善状況や現在の取組について個別にヒアリングを実施している。
- ・ 福祉担当部局で予算措置して、特に経営状況が悪い事業所に対し**経営コンサルティング**事業者を派遣する事業を実施する。
- ・ 令和2年度に**専門家からの助言**などによる経営指導・支援も実施の予定
- ・ 計画期間内に改善可能な計画内容となっているかどうか確認している。
- ・ 事業収支の赤字が著しい事業所に対しては、今後、聞き取り調査を検討している。
- ・ 計画書の内容に加えて、実地指導の際に、財務諸表等を確認し、指導を行っている。
- ・ 計画書に記載された内容を確認する目的でヒアリングを実施している。
- ・ 年1回、面談及び必要に応じた現地調査及び実地指導を実施している。
- ・ 事情によっては、事業所に対して経営改善計画書の記載内容の聞き取りを実施する。
- ・ 令和2年度に経営安定化に係る**専門研修**実施による支援を検討しており、担当部局で予算要求中
- ・ 必要に応じて、計画書に記載された内容確認や取組に対する指導のための現地調査や実地指導を実施。また、施策担当課において、平成29年度から**A型事業所経営改善応援事業**を実施¹しており、その活用も促している。
- ・ 赤字経営の事業所を対象にヒアリングを実施している。
- ・ (実施例はないものの)事業者側から依頼などがあれば**産業振興部局からの経営分析や助言**などを行うことは可能な体制を整えている。
- ・ 赤字が続く事業所に対し、改善計画書を基にヒアリングを実施している。

¹ 岡山県ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/page/570868.html>)参照

・就労継続支援B型事業所も対象に含めたコンサルティング事業のほか、経営改善計画の提出が必要な事業所を対象とした**集合研修**を実施している。

(3)複数の事業年度に亘り赤字決算となった就労継続支援 A 型事業所への今後の対応等について

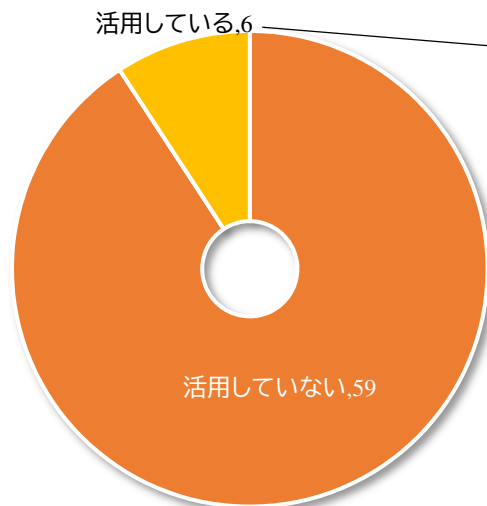
処分等の検討状況(択一:回答数64)



処分実績のある自治体はなし。
今後、指定取消等を検討している自治体は複数あるとみられる。

(4)就労継続支援 A 型事業所の経営改善に関して、チェックリストに類するものを活用しているか。

チェックリストの活用状況(択一:回答数65)



チェックリストの例
別紙第2参照(略)

- ①北海道「経営状況確認票」(略)
- ②横浜市「就 A ヒアリング評価表」「就 A 実地指導チェックシート」(略)
- ③奈良県「セルフチェックシート(既存事業者用)」、「セルフチェックシート(新規事業者用)」、「生産活動実績確認表」、「就労支援事業活動計算書」、「就労支援事業別事業活動明細書」、「経営改善計画書(別紙様式 2-1)」、「経営改善計画期間中の具体的改善策と実施期間等(別紙様式 2-2)」、「生産活動実績確認表」²(略)
- ④福岡県「チェックリスト」「四要件確認書」³(別添参照)
- ⑤熊本県「事前提出資料」、「ヒアリングシート」(略)

² 奈良県ホームページ(<http://www.pref.nara.jp/item/213441.htm>)から入手可能

³ 福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syuuro-a.html>)から入手可能

(別添1)

【※このチェックリストに記入の上、提出書類と一緒に提出してください。】

就労支援事業別事業活動明細書等の提出等に係る
添付書類チェックリスト

法人名(正式名称)				
事業所名				
事業所番号(10ケタ)				
記入担当者氏名				
連絡先	電話番号		FAX番号	

1	就労継続支援A型のみ指定を受けている場合	二つ以上の日中活動系サービスの指定を受けている場合
必要書類 (提出書類に ☑を付けて ください)	<input type="checkbox"/> 【就労支援事業別事業活動明細書等の提出について】	<input type="checkbox"/> 【就労支援事業別事業活動明細書等の提出について (多機能型事業所等用)】
	<input type="checkbox"/> (表1)-①就労支援事業別事業活動明細書	<input type="checkbox"/> (表5)-①就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)
	<input type="checkbox"/> (表2)就労支援事業製造原価明細書	<input type="checkbox"/> (表6)就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)
	<input type="checkbox"/> (表3)就労支援事業販管費明細書	<input type="checkbox"/> (表7)就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)
添付書類 (提出書類に ☑を付けて ください)	<input type="checkbox"/> 就労支援事業に係る財務諸表 (既存資料を添付してください)	<input type="checkbox"/> 就労支援事業に係る財務諸表 (既存資料を添付してください)
	<input type="checkbox"/> 財務諸表と明細書等の数字が異なる場合の 補足説明資料	<input type="checkbox"/> 財務諸表と明細書等の数字が異なる場合の 補足説明資料

※ただし、就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、以下の必要書類に代えることができます。

<就労継続支援A型のみ指定を受けている場合>

- 【就労支援事業別事業活動明細書等の提出について】
- (表1)-②就労支援事業別事業活動明細書
- (表4)就労支援事業明細書
- 就労支援事業に係る財務諸表(既存資料を添付してください)
- 財務諸表と明細書等の数字が異なる場合の補足説明資料

<二つ以上の日中活動系サービスの指定を受けている場合>

- 【就労支援事業別事業活動明細書等の提出について(多機能型事業所等用)】
- (表5)-②就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)
- (表8)就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)
- 就労支援事業に係る財務諸表(既存資料を添付してください)
- 財務諸表と明細書等の数字が異なる場合の補足説明資料

2	前回調査において経営改善計画書を提出していない事業所(今回は初回調査の事業所を含む)であり、就労支援事業別事業活動明細書中「就労支援事業活動費用計」が「就労支援事業活動収益計」を上回っている事業所	
必要書類 (提出書類に ☑を付けて ください)	<input type="checkbox"/>	指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書(別紙様式1)
	<input type="checkbox"/>	経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等(別紙様式2-1又は2-2)

3	前回調査において経営改善計画書を提出している事業所であり、就労支援事業別事業活動明細書中「就労支援事業活動費用計」が「就労支援事業活動収益計」を上回っている事業所	
必要書類 (提出書類に ☑を付けて ください)	<input type="checkbox"/>	四要件確認書

【指定就労継続支援 A 型事業所 四要件確認書（自主点検）】

法人名		代表者氏名	
事業所名称		管理者氏名	
事業所所在地			
連絡先	電話番号		FAX番号

1 四要件の確認について

次の四要件のうち、該当する要件にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	ア	生産活動に係る事業の収入額が増加している場合
<input type="checkbox"/>	イ	生産活動にかかる事業に必要な経費が減少しているかつ、今後収益改善の見込みがあると県が認める場合
<input type="checkbox"/>	ウ	生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
<input type="checkbox"/>	エ	提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しているかつ、今後経営改善の見込みがあると県が認める場合

※ この「四要件確認書（自主点検）」の提出内容を参考に、県において四要件のいずれかに該当しているかどうかの判断を行います。

※ 要件イ及びエの「かつ、今後経営改善の見込みがあると県が認める場合」については、県において確認します。
したがって、前段の部分について要件に該当しているかどうかのチェックをしてください。

※ 要件に該当する事業所に対しては別途「経営改善計画書」の提出を依頼します。

法人名

代表者名

事業所名

印
